

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
介護予防・日常生活支援総合事業事業所 管理者 様

大牟田市福祉課  
介護保険担当課長 吉澤 恵美

### 令和4年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出について（通知）

標記の件につきまして、令和4年度の介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という）及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という）の届出（令和4年4月サービス提供分から令和5年3月サービス提供分）の受付を開始しますので、令和4年度分を算定する場合は計画書等を提出してください。

また、令和3年度以前から当該加算を算定している場合も、令和4年度分を算定する場合は、改めて届出が必要になりますのでご注意ください。

#### 記

##### 1. 提出書類について

###### (1) 必須

- ① 令和4年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出に係る提出書類について
- ② 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（別紙様式2-1）
- ③ 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）

###### (2) 特定加算を取得する場合

- ④ 介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）

###### (3) 福岡県以外の指定権者に係る事業所を含めて届出を行う場合

- ⑤ 他の指定権者等に係る加算見込額等の状況（福岡県様式）

###### (4) 賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合

- ⑥ 特別な事情に係る届出書（別紙様式4）（⑥は、経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。）

##### 【区分ごとの提出書類】

処遇改善加算区分	必ず提出	必要に応じて提出
処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ	①～③	⑤、⑥

特定加算区分	必ず提出	必要に応じて提出
特定加算Ⅰ～Ⅱ	上記に加え④	—

※ 以下の書類は届出時の提出は不要です。

（届出先から求めがあった場合に提出が必要な書類ですので、整備・保管を徹底してください。）

- 就業規則及び賃金規定（写し）
- 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系を整備した書面
- 昇給の仕組みについて明文化した書面
- サービス提供体制強化加算等に係る届出書の写し

※ また、届出の様式は、福岡県ホームページに掲載されているものを使用されても構いません。

## 2. その他留意事項

- 令和4年度より以下の点が変更になりました。

- ① 処遇改善加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた介護職員の賃金の総額について、特定加算、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）を取得し実施される賃金の改善見込額は除くこと。
- ② 特定加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額について、処遇改善加算、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）を取得し実施される賃金の改善見込額は除くこと。
- ③ 特定加算において、その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善の見込額を含め年額 440 万円を上回ってはならないこと。
- ④ 経験・技能のある介護職員のうち、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円の者の賃金総額に処遇改善加算、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）を取得し実施される賃金改善の見込額を含むこと。

- 介護職員処遇改善加算の算定要件は賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があり、加算による収入額を下回るとは想定されていません。そのため、加算の算定額に相当する賃金改善を実績報告までに必ず実施してください。
- 大牟田市の指定した地域密着型サービス事業所のみ対象となる場合は、大牟田市に提出してください。
- 大牟田市の指定した地域密着型サービス事業所と大牟田市以外が指定した事業所が対象となる場合は、指定権者ごとに提出してください。
- 総合事業（通所・訪問介護の従前相当サービス）においても処遇改善加算・特定加算を算定する場合は、大牟田市へ提出してください。
- 処遇改善加算等に係る届出書（実績報告書を含む）の提出に係る受理通知は交付しません。届出書の受付記録を希望する場合は、提出された届出書に市受付印を押印したものの写しを控えとして渡します（郵送提出で控えを希望する場合は、宛名を記載し切手を添付した返信用封筒を同封してください）。

## 3. 提出期限

令和4年度の加算の算定を令和4年4月から行う場合は、

**令和4年4月15日（金）【必着】** です。

## 4. 提出方法

- ・下記「5. 提出先」まで直接持参または郵送にてご提出ください。
- ・郵送の場合は、朱書きで「令和4年度介護職員処遇改善加算等届出書在中」と記入してください。
- ・大牟田市と福岡県の両方に提出が必要で、福岡県の受付会場へ加算届を提出する場合は、福岡県の受付会場で審査を受けた後に大牟田市へご提出ください。県の受付が提出期限を過ぎる場合は、市に事前に連絡をしてください。

## 5. 提出先および問合せ先

大牟田市 福祉課 介護保険担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地（本庁舎1階）

電話：0944-41-2683 ファクス：0944-41-2662

## 6. 様式等の掲載について

令和4年度の処遇改善加算・特定加算に関する様式及び記載例等については、大牟田市のホームページで公開しています。次のURLを入力または大牟田市ホームページ内から『介護職員処遇改善加算』とキーワードを入力し、検索してください。

【大牟田市HPのURL】

[https://www.city.omuta.lg.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c\\_id=5&id=12521](https://www.city.omuta.lg.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=12521)